

宇部市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、宇部市水道局指定給水装置工事事業者に関する規程（令和 4 年水道事業管理規程第 4 9 号。以下「規程」という。）第 7 条に規定する指定の取消し又は第 8 条に規定する指定の停止及び水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 5 第 3 項の違反（以下「違反行為」という。）に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（違反行為の調査、報告等）

第 2 条 上水道整備課長（以下「課長」という。）は、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者（以下「指定業者等」という。）が違反行為を行った疑いがあるときは、事実関係の調査を行う。

2 課長は、前項の調査に基づき、指定業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定業者等に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、必要に応じて、てん末書の提出を求めるものとする。

3 課長は、違反行為報告書（様式第 1 号）を作成し、前項の規定により提出されたてん末書を添えて宇部市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

（文書による注意）

第 3 条 管理者は、違反行為の内容を検討し、処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

（違反行為に対する措置）

第 4 条 管理者は、指定給水装置工事事業者に違反行為があったと認められるときは、別表に定める処分基準に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）規程第 7 条の規定による指定の取消しの処分
- （2）規程第 8 条の規定による指定の効力の停止の処分
- （3）文書警告
- （4）文書注意

2 管理者は、給水装置工事主任技術者に水道法第 2 5 条の 5 第 3 項に規定する給水装置工事主任技術者免状の返納命令に該当する違反があったと認められるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（聴聞又は弁明の機会の付与）

第5条 管理者は、違反行為の内容が前条第1項第1号又は第2号の処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人になるべき者について、意見陳述のための聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続きを行うものとする。

2 聴聞は、課長が主宰する。

(諮問)

第6条 管理者は、第2条第3項の報告又は前条の聴聞及び弁明を受け、処分する必要があると判断したときは、水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問するものとする。

(処分等の通知)

第7条 管理者は、第4条第1項第1号又は第2号の処分を審査委員会において決定したときは、規程第9条の規定に基づき告示するとともに、処分決定通知書（様式第2号）により速やかに当該指定事業者に通知する。

2 管理者は、第4条第1項第3号又は第4号の指導を決定したときは、行政指導通知書（様式第3号）により、その旨を当該指定業者に通知する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(宇部市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の廃止)

2 宇部市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱（令和2年上下水道局要綱）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に宇部市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

違反行為報告書

給水装置工事施行場所	宇部市	
指定給水装置 工事事業者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	登録番号 第 号 TEL
	主任技術者	免許番号 氏名
給水装置工事申込者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	
	電話番号	
工事の種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 無届工事	
栓番号・幹線番号		
違反行為施行期間	年 月 日から 年 月 日	
発見状況	発見年月日	年 月 日（ ） 時頃
	発見者	
違反行為の経過・理由		
現地調査（違反行為の 写真添付）	調査日	年 月 日 時 分～ 時 分
	担当職員	
	是正・指示内容	
	是正後の状況	
その他報告を要すると認められる事項		
措置の内容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し <input type="checkbox"/> 指定の停止 <input type="checkbox"/> 文書指導（警告・注意） <input type="checkbox"/> 主任技術者免状返納命令報告書を厚生労働省に提出	

備考1 指定業者等から提出されたてん末書を添付すること。

2 簡易報告書として使用する場合は、記入できる範囲で可とする。

処 分 決 定 通 知 書

宇 上 整 第 号
年 月 日

(氏名又は名称)

(住所)

(代表者氏名) 様

宇部市水道事業管理者

水道局長

⑨

宇部市水道局指定給水装置工事事業者規程第7条・第8条の規定により、次のとおり
宇部市水道局指定給水装置工事事業者としての指定を取消（停止）します。

記

1 処分の種類

(指定の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで)

2 処分の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消の訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告（水道事業管理者が代表者）として提起することができます。
- 3 1の審査請求又は2の訴えの提起ができる期間内であっても、その処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求の裁決のあった日）の翌日から起算して1年を経過した時は、正当な理由がある場合を除き、審査請求（2にあっては処分の取消の訴えの提起）をすることができなくなります。

様式第3号（第7条関係）

行政指導通知書

宇上整第 号
年 月 日

（氏名又は名称）

（住 所）

（代表者氏名）様

宇部市水道事業管理者

水道局長

⑩

宇部市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第4条の規定により、次のとおり警告・注意します。

なお、今後はこのような違反行為のないよう水道法及び関係法規並びに宇部市水道条例及び関係規程を遵守の上、業務を行うよう万全を期してください。

記

1	現 認 期 日	年 月 日
2	給水工事施行場所	宇部市
3	栓番号・幹線番号	
4	違 反 内 容	
5	指導内容及び理由	